

四日市市上下水道局告示第15号

四日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、平成28年度四日市都市計画下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

平成28年4月7日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

賦課対象区域

札幌町、小牧町、大字泊村、桜町、西日野町、河原田町、采女町、小古曾四丁目、山城町、
大字羽津、智積町、山分町、平津町、日永西五丁目、追分一丁目、尾平町、川島町、
大矢知町、東坂部町、川北三丁目、楠町北五味塚、下さざらい町、松本三丁目の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）